

## グアム又は北マリアナ諸島連邦への無査証入国のための質問書

フリガナ		生年月日	年 月 日	国籍	日本・日本以外※ ( )
お名前		(西暦)			

\*中国籍のお客様は北マリアナ諸島連邦限定の無査証入国制度の対象となりますが、グアムに無査証入国することはできませんのでご注意ください。

1. グアム又は北マリアナ諸島連邦入国時に有効なESTAを所持していますか？ はい いいえ

はい ⇒ 1 ページ及び以下をお読みいただき、必ずご本人がご署名及び記入日を記入下さい。

\*はいの場合、原則として米国査証免除プログラムの要件を優先して入国審査が行われます。米国査証免除プログラムの要件は2016年1月以降に変更されています。過去に取得したESTAの有効性はお客様ご自身でご確認下さい。

ご署名 \_\_\_\_\_ ご記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

いいえ ⇒ 以降の設問 2～4をご確認の上ご記入下さい。

2. グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラムに基づき入国許可を申請するには2ページ及び下記基準を満たす必要があります。基準を満たしていますか？ はい いいえ

(1) 査証免除プログラムの対象国の国籍を有すること。

北マリアナ諸島連邦・臨時入国許可を利用する場合、中国の国籍を有すること。

(2) 入国目的が観光、短期商用であること。グアム及び北マリアナ諸島連邦での滞在期間が 45 日以内であること。

北マリアナ諸島連邦・臨時入国許可を利用する場合、北マリアナ諸島連邦での滞在期間が 45 日以内であること。

(3) 台湾居住者は、台湾ナショナルIDカード及び台湾パスポートを所持した上で、台湾発、乗継なしの直行便でグアムあるいは北マリアナ諸島連邦に渡航すること。ただし、グアム・北マリアナ諸島内(米国領)での乗継は可能。

\*日本居住者は、米国査証免除プログラムを利用 (ESTA 渡航認証が必要)、又は査証を取得する。

(4) 2ページに記載の旅券の規定を満たしていること。

(5) 譲渡不可で、入国日から 45 日以内に出国することが確認できる往復航空券を所持していること。

(6) グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム又は以前のグアムビザ免除プログラムに基づき、米国への入国に関してこれまでに違反(オーバーステイなど)したことがないこと。

**(重要)** 1つでも要件をみだしていない場合、要件を満たすよう手続きするか、査証を取得する必要があります。

3. 下記のいずれか1つでもあなたに該当するものがありますか？ はい いいえ

(以下の文章は入国カード/I-736 日本語版に基づきます。CNMI＝マリアナ諸島連邦)

**該当するものがある場合は、グアム又は CNMI への入国が拒否されることがあります。**

- 伝染病疾患(結核など)の患者、又は重度の精神病にかかっている者
- 法律違反や犯罪により逮捕されたか有罪判決を受けた者(恩赦や大赦、あるいは同様の法的措置を受けている場合も含む)
- 麻薬常習犯又は不正取引人と思われる者
- これまでに米国から退去処分を受けた者、又は米国に不法滞在した者
- 不正又は故意の虚偽申告により、ビザ等の文書を求める者、求めたことのある者、取得したもの、あるいは米国への入国を求める者、求めたことのある者、入国許可を得た者
- テロリスト活動に関与していた者、又はテロリスト組織のメンバー
- ドイツ・ナチス政府の、又はドイツ・ナチス政府占領地又は同盟関係にあった地域の政府の直接的・間接的支配下でいかなる人に対してであれ、人種・宗教・出身国・政治的意見を理由として迫害を加えることを命令・扇動・幫助又はその他の形で参加した者、あるいはいかなる国においてもジェノサイド(大量虐殺)に参加した者

4. 下記をお読みいただき、理解されましたら、了承の旨のご署名をお願い致します。

(以下の文書は入国カード/I-736 日本語版に基づきます。CNMI＝北マリアナ諸島連邦)

**(重要)** あなたのグアム又は CNMI への入国滞在は最長45日間です。あなたは、(1) 非移民資格の変更、(2) 一時居住者又は永住者への資格変更、又は(3) 滞在の延長を申請してはなりません。

**(警告)** グアム－CNMI ビザ免除プログラム又は以前のグアムビザ免除プログラムに基づき、米国への入国に関してこれまでに違反したことがある者は、グアム又は CNMI への入国は認められません。

今回の入国に関して違反があった場合は、グアム又は CNMI からの退去処分の対象となります。不正雇用を承諾した非移民者は、国外退去の対象とされます。

**(権利放棄)** 私は、私の入国許可可能に関する税関国境警備局担当官の判断を審査もしくは上訴するあらゆる権利、又は亡命申請を根拠とする以外のいかなる国外退去措置に対しても、異議を申し立てるあらゆる権利を放棄します。

**(証明)** 私は、本書式の質問及び表明をすべて読み理解したことを証します。私が提出した回答は、私が知り信じる限り、真実であり正確です。

ご署名 \_\_\_\_\_ ご記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ご署名 \_\_\_\_\_ ご記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ご署名 \_\_\_\_\_ ご記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ご署名 \_\_\_\_\_ ご記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ご署名 \_\_\_\_\_ ご記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

必ずご署名下さい。(ご家族の場合はご一緒に署名下さい。また14歳未満の方の場合は親又は保護者の方がご署名下さい。)